

## 改正

令和 6 年 3 月 19 日 告示第 52 号

佐久市水田フナ養殖技術継承支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、小鮒の生産量の拡大及び水田で養殖される小鮒（以下「水田フナ」という。）の養殖技術の継承を図るため、市内で水田フナの養殖を行う生産者に対して、予算の範囲内で補助金等を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この要綱において「出荷等をしている者」とは、次に掲げる者とする。

- (1) 水田フナを団体又は小売店に出荷している者
- (2) 水田フナを自らで販売又は加工販売している者
- (3) 不特定多数の者に対して水田フナの食文化の継承のために活動している者

(補助対象者及び補助金の額)

**第 3 条** 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）及び補助金の額等は、次のとおりとする。

| 種類            | 補助対象者  | 補助金の額等   |
|---------------|--|--|
| 水田フナ養殖支援事業    | 市税等の滞納がなく、水田フナを養殖し出荷等をしている者で10 a あたり150 k g 以上の生産を目指すもの              | 水田の面積に別表に定める補助金の額を乗じて得た額とする。                               |
| 収量アップ技術実証支援事業 | 市税等の滞納がなく、水田の水深を深くするための工事又は酸素供給設備の導入により、水田フナの収量アップ技術の実証に取り組むことができるもの | 水田の水深を深くするための工事又は酸素供給設備の導入に要する経費の2分の1以内の額とし、50,000円を限度とする。 |

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

**第 4 条** 規則第 3 条に規定する補助金等交付申請書は、佐久市水田フナ養殖技術継承支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（水田フナ養殖支援事業）（様式第 2 号の 1）又は（収量アップ技術実証支援事業）（様式第 2 号の 2）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請の期限は、当該年度の 6 月末までとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、申請期間を延長することができる。

(交付決定)

**第 5 条** 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、佐久市水田フナ養殖技術継承支援事業補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

**第 6 条** 水田フナ養殖支援事業における規則第12条に規定する補助事業等実績報告書は、佐久市水田フナ養殖技術継承支援事業（水田フナ養殖支援事業）補助金実績報告書（様式第 4 号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書（水田フナ養殖支援事業）（様式第 5 号）
- (2) 小鮒の販売が確認できる書類の写し

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する報告の期限は、交付決定のあった日の属する年度の10月末とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、報告期間を延長することができる。
- 3 収量アップ技術実証支援事業における規則第12条に規定する補助事業等実績報告書は、佐久市水田フナ養殖技術支援事業（収量アップ技術実証支援事業）補助金実績報告書（様式第6号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。
  - (1) 事業実績書（収量アップ技術実証支援事業）（様式第7号）
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 4 前項に規定する報告の期限は、交付決定のあった日の属する年度の2月末とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、報告期間を延長することができる。

（確定通知）

**第7条** 規則第13条に規定する補助金等確定通知は、佐久市水田フナ養殖技術継承支援事業補助金交付確定通知書（様式第8号）によるものとする。

（交付請求）

**第8条** 規則第14条に規定する補助金等交付請求書は、佐久市水田フナ養殖技術継承支援事業補助金交付請求書（様式第9号）によるものとする。

（その他）

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。  
（この要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

**附 則**（令和6年3月19日告示第52号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

**別表**（第3条関係）

| 養殖方法                        | 補助金の額<br>(円/10a) |
|-----------------------------|------------------|
| 水田における水稻の定植率が25%未満の場合       | 50,000           |
| 水田における水稻の定植率が25%以上、50%未満の場合 | 37,500           |
| 水田における水稻の定植率が50%以上、75%未満の場合 | 25,000           |
| 水田における水稻の定植率が75%以上の場合       | 12,500           |